

○国立大学法人筑波技術大学法人文書公開基準

〔平成 24 年 3 月 14 日
制 定〕

改正 平成 25 年 4 月 12 日

国立大学法人筑波技術大学法人文書公開基準

国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等が保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「情報公開法」という。)により、開示に係る法人文書に次に掲げるいずれかの情報(不開示情報)が記録されている場合を除き、開示請求者に法人文書を開示するものとする。

1 個人情報(情報公開法第 5 条第 1 号)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別することが可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益(名誉、感情などを含む。)を害するおそれがある情報

<具体例>

<ul style="list-style-type: none">・職員・学生の自宅住所・電話番号等・人事選考関係資料(氏名・履歴等)・健康診断・カウンセリングの記録・懲戒処分関係情報(氏名、懲戒内容等)・学生個人に関する情報(学籍(休・退学等を含む。), 成績, 教育・生活相談等の記録, 卒業後の就職先など。)・推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料・学生指導関係文書
--

<例外>

個人情報であっても次の情報は開示する。

情報の種類	具体例
法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	・叙勲・褒章受章者名簿など
人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	・医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの
当該個人が情報公開法第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分	・文書に付された課長、係長等の職名など

2 法人等情報（情報公開法第5条第2号）

本学以外の法人その他の団体（国，地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で，次に掲げるもの。

<具体例>

情報の種類	具体例
公にすることにより，当該法人等又は個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれのあるもの	・ 民間等との共同研究等に関し相手方から提供されたノウハウ ・ 工事請負者施工成績一覧など
本学の要請を受けて，公にしないという条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの また，公にしない等の条件を付すことが情報の性質，当時の状況に照らして合理的であると認められるもの	・ 企画立案の資料 ・ アンケートの回答等で公にしない条件が付されたもの

<例外>

法人等情報であっても次の情報は開示する。

人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報
--

3 審議検討等情報（情報公開法第5条第3号）

法人，国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，次に掲げるもの。

情報の種類	具体例
公にすることにより，率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの	・ 報告，答申等で現在検討・審議中のものの記録 ・ 学部，学科等改組で現在検討中のものの記録 ・ 人事選考（採用，昇任等）の記録など
公にすることにより，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのあるもの	・ 入試制度改革素案（出題科目変更案等）など
公にすることにより，特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれのあるもの	・ キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等） ・ 機種選定や仕様策定に係る検討記録など

4 事務・事業支障情報（情報公開法第5条第4号）

事務・事業情報のうち，次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

情報の種類	具体例
国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると、学長が認めることにつき相当の理由がある情報	
犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると学長が認めることにつき相当の理由がある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報 ・ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報など
監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿 ・入試制度改革関係資料など
契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・入札前の予定価格、積算内訳書 ・本学が当事者となっている訴訟（賠償訴訟、医療過誤訴訟等）に関する資料など
調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金計画調書で採択前のもの、又は不採択のものなど
人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動原案 ・人事選考（採用、昇任等）関係資料 ・勤務評定関係記録など
独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの	

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。